

## 日本医学放射線学会 保険委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に保険委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 日本医学放射線学会定款第4条に定める目的遂行のために健康保険に関する事項について審議し、健康保険制度の適正化を通して放射線診療の質の向上を目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) 健康保険に関する適正な学会案の作成
- (2) 健康保険に関する会員への教育、普及
- (3) その他健康保険に関する事項の審議

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 理事会に選任された担当理事2名
- (2) 地方会より推薦された委員
- (3) 診療報酬検討委員会委員、疑義解釈委員会委員、および外科系学会社会保険委員会連合（外保連）委員、内科系学会社会保険委員会連合（内保連）委員
- (4) 委員長が必要と認めた場合は若干名の委員を指名することができる。

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、昭和53年10月29日から施行する。

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。